

事 務 連 絡
平成16年10月28日

本局関係各課等の長
各開発建設部次長 殿

工 事 管 理 課 長

「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」の
運用について

「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」については、平成16年10月28日付け北開局工管第97号（以下「通達」という。）をもって通知されたところであるが、その具体的な手続について下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

記

- 1 通達記4(2)イ(イ)の「工事成績が全般的に良好であること」の運用について
 - (1) 「工事成績が全般的に良好であること」とは、次のアからエまでを満たすものとする。
 - ア 申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に完成した北海道開発局の所掌する工事で、その評定点合計が65点未満であるもの（以下「65点未満工事」という。）の件数が3件以下であること。
 - イ 次のいずれかに該当すること（別表参照）。
 - (ア) 65点未満工事の件数を完成工事の件数で除した割合（(イ)及び(2)において、「65点未満工事割合」という。）が10分の1以下であること。
 - (イ) 65点未満工事割合が10分の1を超え10分の2以下である場合において、通達の記4(2)イの平均点が74点以上であること。
 - ウ 65点未満工事に係る評定における減点評価に係る考査項目（細別）について改善策が講じられ、その成果が認められること。
 - エ その他申請に係る工事成績、品質マネジメントシステム等を総合的に勘案して通達に定める取扱いを受けるにふさわしいと認められること。

(2) (1)イについて、65点未満工事割合が10分の2を超えるときは、原則として「工事成績が全般的に良好であること」とはしない。

(3) (1)ウの「成果」とは、例えば、社内で安全対策の強化が行われ、その後の工事において事故がないこと等をいうこと。また、その確認に当たっては、申請者からの聴取により行うこと。

2 通達記7(2)の「監督業務を重点的に実施する工事の対象工種」の運用について

「監督業務を重点的に実施する工事の対象工種」の運用については、別添「監督業務を重点的に実施する工事」を参考とされたい。

別表

(1(1)イの65点未満工事割合の例)

完成工事件数	65点未満工事の件数	
	10分の1以下	10分の1を越え10分の2以下
1～4件	/	/
5～9件		
10～14件	1件	2件
15～19件		2件又は3件
20～24件	1件又は2件	3件
25～29件		3件
～	～	～

別添

監督業務を重点的に実施する工事

低入札工事等、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事については、監督業務を重点的に実施することとする。その他これらに類する工事についても、工事の重要度に応じて重点的に監督する。

対象工事

- ア 低入札工事等
 - ・低入札価格調査制度調査対象工事
 - ・監督強化対象工事

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ・試験フィールド事業
 - ・技術活用パイロット工事

- ウ 施工条件が厳しい工事
 - ・鉄道又は現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事
 - ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
 - ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 - ・砂防ダム（堤体高30m以上）
 - ・軟弱地盤上での構造物
 - ・場所打ちPC橋
 - ・共同溝工事
 - ・ハイピア（躯体高30m以上）

- エ 第三者に対する影響のある工事
 - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 - ・一般交通に供する路面工事・仮橋等を有する工事
 - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

- オ その他
 - ・開発監理部長又は開発建設部長が必要と認めた工事